

平成17年1月31日

県民生活・環境部防災局

原子力安全対策課

原子力災害対策特別措置法に基づく東京電力(株)
柏崎刈羽原子力発電所への立入検査結果について

原子力災害対策特別措置法(以下「法」という。)第32条に基づき平成17年1月25日に実施した東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所に対する立入検査の結果は下記のとおりです。

記

- 1 検査者 新潟県危機管理監兼県民生活・環境部防災局長 他5名
- 2 立会者 東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所 ユニット所長 他6名
- 3 検査項目
 - (1) 原子力事業者防災業務計画の作成、修正の状況
 - (2) 原子力防災組織の状況
 - (3) 原子力防災管理者(副原子力防災管理者)の状況
 - (4) 放射線測定設備の状況
 - (5) 原子力防災資機材の状況
 - (6) 緊急事態応急対策拠点施設備え付け資料の確認
 - (7) その他(通信手段状況確認)

4 検査結果

上記検査項目の整備状況等について検査確認を行った結果、法に基づく届出のとおりすべて適正であり、通信手段についても有効に機能することを確認した。

5 その他

- (1) 通信連絡については、関係機関との通信訓練を定期的に行う等、習熟に努めるよう東京電力に求めた。
- (2) 柏崎市、刈羽村も、同時に法第32条に基づく立入検査を行った。
また、西山町も、事業者防災業務計画に基づき立入検査を実施した。

問い合わせ先 新潟県県民生活・環境部防災局
原子力安全対策課 原子力防災対策係
電話025-285-5511 内線2839